

業務の再委託について

業務の一部を再委託する場合は手続きが必要です。再委託しようとする場合又は発注者が承諾した再委託の内容を変更しようとする場合は、必ず事前に「再委託（変更）承諾申請書（様式1）」（※）を提出して発注者の承諾を得てください。

また、再委託した場合は、「再委託報告書（様式3）」（※）を、発注者が承諾した再委託の内容を変更した場合は「再委託変更報告書（様式4）」（※）を再委託に係る契約書又は請書の写しとともに速やかに提出してください。

※再委託（変更）承諾申請書等（様式）は香川県広域水道企業団ホームページに掲載しています。

ホーム > 事業者の方へ > 各種様式ダウンロード > 入札・契約関係 > 入札契約制度（建設工事、測量・コンサル等）各種様式集

<https://union.suido-kagawa.lg.jp/soshiki/49/8376.html>

○ 香川県広域水道企業団土木設計業務等委託契約約款（抜粋）

（一括再委託等の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受注者は、発注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項について報告しなければならない。